

江東区外部評価委員会の概要

1 外部評価委員会の目的

- 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

2 評価結果の取扱い

- 外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

3 外部評価モニター

- 区民参画の一環として、区民 2,000 人を無作為抽出し、この中で参加を希望する方に「外部評価モニター」として外部評価委員会を傍聴してもらう。
- 委員と職員との討議終了後、希望する外部評価モニターより意見聴取を行う。
- 外部評価モニターは、会議終了後「外部評価モニター意見シート」を作成する。
- 外部評価モニター意見は各委員に送付され、外部評価の参考とする。

別紙1

江東区外部評価委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 23 日

22 江政企第 416 号

改正 平成 23 年 4 月 11 日 23 江政企第 328 号

(設置)

第 1 条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 7 人以内

(2) 区民 6 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。

3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

4 小委員会の委員長は、委員が互選する。

5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

江東区行政評価実施要綱

平成 22 年 7 月 1 日

22 江政企第 996 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 2 江政企第 1144 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策（以下単に「施策」という。）に対する行政評価の実施について必要な事項を定めることにより、行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実施することを目的とする。

(対象)

第 2 条 行政評価の対象は、江東区長期計画における次に掲げる事項とする。

- (1) 施策
- (2) 事務事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(施策評価)

第 3 条 施策を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、施策に属する事務事業等を所管する部長（以下「関係部長」という。）と調整の上、施策を対象とする評価（以下「施策評価」という。）の一次評価（以下「一次評価」という。）を実施する。

2 江東区外部評価委員会設置要綱（平成 22 年 4 月 23 日 22 江政企第 416 号）により設置された江東区外部評価委員会は、一次評価の結果のうち、区長が必要と認める施策について、施策評価の外部評価（以下「外部評価」という。）を実施する。

3 区長は、外部評価の結果（外部評価を実施しない施策については一次評価の結果）を経て、施策評価の二次評価（以下「二次評価」という。）を実施する。

(二次評価の取扱い)

第 4 条 政策経営部企画課長（以下「企画課長」という。）は、二次評価の結果の原案を作成する。

2 二次評価の結果の原案は、江東区長期計画推進委員会設置要綱（平成 22 年 5 月 25 日 22 江政企第 222 号）により設置された江東区長期計画推進委員会（以下「長期計画推進委員会」という。）における審議を経た後、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱（昭和 40 年 4 月 1 日）により設置された経営会議（以下「経営会議」という。）に提出し、審議を行う。

3 前項の審議を経て、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱により設置された庁議において、施策評価を決定する。

4 主管部長及び関係部長は、施策評価に基づき、施策の実現に向けた取組のあり方の見直しを図るものとする。

(事務事業評価)

第 5 条 長期計画における各施策に定める取組の主管課長は、事務事業を所管する課長（以下「関係課長」という。）と調整の上、事務事業を対象とする評価（以下「事務事業評価」という。）の一次評価（以下「事務事業一次評価」という。）を実施する。

2 企画課長は、事務事業一次評価の結果を踏まえ、事務事業評価の二次評価（以下「事務事業二次評価」という。）を実施する。

3 事務事業二次評価の結果は、長期計画推進委員会における審議を経た後、経営会議に提出し、審議を行う。

4 前項の審議を経て、事務事業評価は、庁議において決定する。

5 関係課長は、事務事業評価に基づき、事務事業の見直しを図るものとする。

(区民への公表)

第 6 条 区長は、行政評価を終了した後、行政評価の結果を区民へ公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。